



島根県報

令和3年4月20日（火）
第 201 号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

令和3年度組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則 (総 務 課) 2

【訓 令】

林業普及員執務規程の一部改正 (林 業 課) 3

【公 告】

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 4

開発行為に関する工事の完了 (都 市 計 画 課) 4

公布された条例等のあらまし

◇令和3年度組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第68号）

1 規則の概要

(1) 令和3年度組織改正に伴う次に掲げる規則の規定の整理

ア 県有自動車管理規則

イ 島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則

ウ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

エ 青年農業者等早期経営安定資金貸与規則

オ 島根県肉用雌牛貸付事業実施規則

カ 牧野法施行細則

キ 島根県畜産技術センター分析等に関する規則

ク 森林病虫害等防除法施行規則

ケ 森林法施行細則

コ 漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則

サ 海岸保全区域の占用等に関する規則

(2) その他規定及び様式の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

令和3年度組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和3年4月20日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第68号

令和3年度組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(県有自動車管理規則の一部改正)

第1条 県有自動車管理規則（昭和38年島根県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「農林振興センター各事務所」を「農林水産振興センター各事務所、農林水産振興センター各家畜衛生部」に改める。

(島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部改正)

第2条 島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成11年島根県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「水産事務所」を「農林水産振興センター」に改める。

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第42条中「農林振興センター」を「農林水産振興センター」に改める。

様式第16号中「第15条の2」を「第15条」に改める。

(青年農業者等早期経営安定資金貸与規則の一部改正)

第4条 青年農業者等早期経営安定資金貸与規則（平成19年島根県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第15条中「農林振興センター所長」を「農林水産振興センター所長」に改める。

(島根県肉用雌牛貸付事業実施規則の一部改正)

第5条 島根県肉用雌牛貸付事業実施規則(昭和42年島根県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第15条中「農林振興センター」を「農林水産振興センター」に改める。

(牧野法施行細則の一部改正)

第6条 牧野法施行細則(平成12年島根県規則第109号)の一部を次のように改正する。

第13条中「農林振興センター」を「農林水産振興センター」に改める。

(島根県畜産技術センター分析等に関する規則の一部改正)

第7条 島根県畜産技術センター分析等に関する規則(平成16年島根県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「農林振興センター」を「農林水産振興センター」に改める。

(森林病虫害等防除法施行規則の一部改正)

第8条 森林病虫害等防除法施行規則(昭和25年島根県規則第65号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第6条中「農林振興センター所長」を「農林水産振興センター所長」に改める。

(森林法施行細則の一部改正)

第9条 森林法施行細則(平成7年島根県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第11条中「農林振興センター」を「農林水産振興センター」に改める。

(漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則の一部改正)

第10条 漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則(昭和48年島根県規則第32号)の一部を次のように改正する。

第6条中「水産事務所」を「農林水産振興センター」に改める。

(海岸保全区域の占用等に関する規則の一部改正)

第11条 海岸保全区域の占用等に関する規則(昭和34年島根県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第14条中「水産事務所」を「農林水産振興センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓

令

島根県訓令第10号

農 林 水 産 部
隠 岐 支 庁
農林水産振興センター

林業普及員執務規程(平成17年島根県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

令和3年4月20日

島根県知事 丸 山 達 也

「農 林 水 産 部

受訓先を 隠 岐 支 庁 に改める。

農林水産振興センター」

第3条中「農林振興センター」を「農林水産振興センター」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月20日から施行する。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年4月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年4月12日から令和4年3月18日まで
- 3 作業地域
安来市大塚町

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年4月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 開発区域
安来市下坂田町字中島神子121番1
面積 808.99平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安来市今津町512番地
中島 友太